

砂 川 市 条 例 第 1 号  
令和 6 年 1 月 2 6 日

砂川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

砂川市手数料条例の一部を改正する条例

砂川市手数料条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第2条関係）（2）の項中「及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）」を削り、同表中（39）の項を（41）の項とし、（38）の項を（40）の項とし、（37）の項を（39）の項とし、同表（36）の項中「（17）の規定」を「（19）の項の規定」に、「（27）の規定」を「（29）の項の規定」に改め、同項を同表（38）の項とし、同表（35）の項中「（17）の規定」を「（19）の項の規定」に、「（27）の規定」を「（29）の項の規定」に改め、同項を同表（37）の項とし、同表中（34）の項を（36）の項とし、（33）の項を（35）の項とし、（32）の項を（34）の項とし、同表（31）の項中「（17）の規定」を「（19）の項の規定」に、「（27）の規定」を「（29）の項の規定」に改め、同項を同表（33）の項とし、同表中（30）の項を（32）の項とし、同表（29）の項中「（32）の項」を「（33）の項の規定」に、「（17）の規定」を「（19）の項の規定」に、「（27）の規定」を「（29）の項の規定」に改め、同項を同表（31）の項とし、（28）の項を（30）の項とし、同表中（17）の項から（27）の項までを2項ずつ繰り下げ、同表中

「

(10)	戸籍の謄抄本手数料又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書、一部事項証明書手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項を証明した書面の交付及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令	1通につき450円
(11)	除籍の謄抄本手数料又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書、一部事項証明書手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで、若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項を証明した書面の交付及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令	1通につき750円
(12)	戸籍に記載した事項に関する証明書手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令	1件につき350円
(13)	除籍に記載した事項に関する	戸籍法第12条の2において準用する同法第	1件につき450円

	する証明書手数料	10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで又は第126条及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令	
(14)	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料	戸籍法第48条第1項若しくは第2項、第117条又は第126条及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令	1通につき350円
(15)	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料	戸籍法第48条第1項若しくは第2項、第117条又は第126条及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令	1通につき1,400円
(16)	届書その他の書類の閲覧手数料	戸籍法第48条第2項又は第117条及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令	1件につき350円

を  
「

(10)	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書の交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条	1通につき450円
(11)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び(13)の項の規定において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組	戸籍法第120条の3第2項	1件につき400円

	<p>織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料</p>		
(12)	<p>除籍の謄本若しくは抄本又は除籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書の交付手数料</p>	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条</p>	<p>1通につき750円</p>
(13)	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除</p>	<p>戸籍法第120条の3第2項</p>	<p>1件につき700円</p>

	籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料		
(14)	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条	1件につき350円
(15)	除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで又は第126条	1件につき450円
(16)	届出若しくは申請の受理若しくは届書その他の書類の記載事項の証明書又は届書等情報に関する証明書の交付手数料	戸籍法第48条第1項若しくは第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)、第120条の6第1項又は第126条	1通につき350円
(17)	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書の交付手数料	戸籍法第48条第1項又は第120条の6第1項	1通につき1,400円
(18)	届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)又は第120条の6第1項	1件につき350円

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。